

令和 2 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 6月定例会付託案件 | 2 |
| 1. 所管事務調査 | 3 4 |
-

令和 2 年 6 月 1 1 日 (木曜日)

文教福祉委員会会議録

令和2年6月11日 木曜日

午前10時00分開議

午後 1時06分開議（実時間173分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第51号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第5号（関係分）
1. 議案第63号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）
1. 議案第52号・令和2年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号
1. 議案第54号・専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号）
1. 議案第60号・八代市国民健康保険条例の一部改正について
1. 議案第61号・八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
1. 議案第56号・八代市介護保険条例の一部改正について
1. 議案第57号・八代市介護保険条例の一部改正について
1. 議案第58号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
1. 議案第59号・八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
1. 議案第62号・八代市立図書館条例の一部改正について
1. 所管事務調査
 - ・教育に関する諸問題の調査
 - ・保健・福祉に関する諸問題の調査

（「八代市特別支援教育推進計画」について）

（みんなのえがお八代プラン（第4次八代市地域福祉計画・八代市地域福祉活動計画）の策定について）

（八代市立希望の里たいようの指定管理者の更新について）

○本日の会議に出席した者

委員長 西 濱 和 博 君
副委員長 村 山 俊 臣 君
委員 亀 田 英 雄 君
委員 古 嶋 津 義 君
委員 前 川 祥 子 君
委員 村 上 光 則 君
委員 百 田 隆 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

健康福祉部長兼
福祉事務所長 小 林 眞 二 君

健康福祉部次長兼
福祉事務所次長 白 川 健 次 君

理事兼こども未来課長 田 中 かおり 君

理事兼生活援護課長 鶴 田 洋 明 君

国保ねんきん課長 西 田 裕 一 君

長寿支援課長 山 内 真奈美 君

理事兼健康福祉政策課長 野 田 章 浩 君

障がい者支援課長 高 崎 博 文 君

教育部

教育部
総括審議員兼次長 松 岡 猛 君

教育部次長 和久田 敬 史 君

教育政策課長 松 川 由 美 君

教育政策課主幹兼 学校給食係長	服部拓生君
教育施設課長	竹下圭一郎君
学校教育課長	高嶋宏幸君
生涯学習課長	岩崎龍一君

○記録担当書記 村上政資君

(午前10時00分 開会)

○委員長(西濱和博君) 皆様、おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり) 定刻となり、定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第51号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第5号(関係分)

○委員長(西濱和博君) まず最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第51号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第3款・民生費について、健康福祉部から説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(小林眞二君)

皆様、おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)

それでは、議案第51号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第5号のうち、第3款・民生費につきまして、健康福祉部白川次長より説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長(白川健次君) 皆様、改めておはようございます。

(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 健康福祉部の白川でございます。本日はどうぞよろ

しくお願いたします。

それでは座って説明させていただきます。

○委員長(西濱和博君) どうぞ。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長(白川健次君) 別冊となっております議案第51号・令和2年度八代市一般会計補正予算書(第5号)をお願いたします。

文教福祉委員会付託分のうち、健康福祉部所管分について、御説明をさせていただきます。

3ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正の歳出でございますが、款3・民生費、項2・児童福祉費で、4億3735万9000円を追加し、補正後の予算額は98億5487万8000円としております。民生費の総額は、1つ上になりますが、242億1103万8000円としております。

続きまして、13ページをお願いたします。

歳出の具体的な内容を説明いたします。

下の表になりますが、まず、款3・民生費、項2・児童福祉費、目3・保育所費で、2億6335万9000円を計上いたしております。これは、あさひ森の保育園と鏡しらぬい保育園の2つの私立保育所の施設整備事業を補助するものでございます。

あさひ森の保育園は、坂本町にある私立保育所で、本年4月から、あさひ保育園から園の名称を変更されています。現在の園舎は昭和51年に建築され、耐震基準を満たしておらず、また、建築から43年が経過しており老朽化が進み、施設の至るところで不具合が生じております。

また、鏡しらぬい保育園は、鏡町にある私立保育所で、現在の園舎は昭和58年に建築され、建築から36年が経過しており、園舎全体で経年劣化による老朽化が著しく進んでおります。

これらの理由から、安心できる保育を提供す

るため、2つの私立保育所の園舎改築を行う経費に対して補助するものでございます。なお、特定財源として国からの交付金が3分の2あります。また、地方債は、あさひ森の保育園が過疎債、鏡しらぬい保育園が合併特例債でございます。

続きまして、目4・子育て世帯臨時特別給付金給付事業費で、1億7400万円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別給付金を支給するものでございます。支給対象者は、令和2年4月分の児童手当の支給を受けている者等で、支給額は対象児童1人当たり1万円です。

支出のうち主なものは、職員の時間外勤務手当や案内通知等の発送のための郵便料等の事務費と給付費でございます。なお、給付費は、支給対象児童数を1万7000人と見込んで計上しております。また、特定財源として、国からの補助金10分の10があります。

これで、令和2年度八代市一般会計補正予算・第5号の健康福祉部所管分の説明といたします。御審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（西濱和博君） では、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（百田 隆君） 保育所の建設についてですが、坂本町のほうは過疎債、そして鏡町のほうは合併特例債と両方使い分けてあるんですが、その違いは何でしょうかね。

○理事兼子ども未来課長（田中かおり君） おはようございます。子ども未来課、田中でございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）よろしくお願いたします。

あさひ森の保育園につきましては、過疎地域にございまして、過疎地域の指定を受けております。過疎債につきましては、施設整備をする

に当たって、国の補助率が通常でしたら10分の5でございますのが、過疎債につきましては10分の5.5の充当となっております。

鏡しらぬい保育園につきましては、過疎地域ではございませんので、対象となりません。

以上でございます。

○委員長（西濱和博君） 百田委員、よろしいでしょうか。

○委員（百田 隆君） はい。

○委員長（西濱和博君） ほかにございませんか。

○委員（亀田英雄君） 今、同様の話なんですけど、それによってこの助成額のこん割合の違うとですよ。それ確認です。

○理事兼子ども未来課長（田中かおり君） はい、そうでございます。

○委員（亀田英雄君） ありがとうございます。

○委員長（西濱和博君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありませんか。

○委員（前川祥子君） 子育て世帯への臨時特別給付金ですが、今回の議会を通りましたら、何月から配付っていう形になるのでしょうか。

○理事兼子ども未来課長（田中かおり君） 何月から支給になるということでございますか。

○委員（前川祥子君） そうです。

○理事兼子ども未来課長（田中かおり君） 一般支給対象者といまして、市から児童手当を支給等受ける方ですね、につきましては、6月25日の支給を予定しております。

また、公務員支給対象者といまして、公務員であってですね、所属長から児童手当の支給を受ける者でございますけれども、その方につきましては、6月1日から申請のほうを開始しております。申請の審査作業が済みまして、第1回目が6月25日の支給を予定しております。その後、申請ごとに随時支払うこととし

ております。

以上でございます。

○委員（前川祥子君） 確認ですが、じゃあ、いずれにしても6月25日からの支給ということによろしいですか。

○理事兼子ども未来課長（田中かおり君） そうでございます。

○委員（前川祥子君） 分かりました。

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（古嶋津義君） 以上で、第3款・民生費について終了いたします。

執行部入替えのため小会します。

（午前10時09分 小会）

（午前10時11分 本会）

○委員長（西濱和博君） では、本会に戻します。

次に、歳出の第9款・教育費について、教育部から説明願います。

○教育部次長（和久田敬史君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

議案第51号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第5号中、教育部所管分について着座にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

予算書の7ページをお願いいたします。

歳出の第9款・教育費に4億4184万5000円を追加し、補正後の額を50億9483万9000円とするものです。なお、補正額中、教育部が所管いたします金額は4億405

3万6000円で、その他の額130万9000円は経済文化交流部が所管するものでございます。

それでは、歳出の具体的内容について説明をいたします。最初は関連する案件になりますので、まとめて説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

15ページをお願いいたします。

一番下の下段になります。款9・教育費、項2・小学校費、目1・学校管理費の小学校管理運営事業に、備品購入費として170万円。次に、16ページ上段、款9・教育費、項3・中学校費、目1・学校管理費の中学校管理運営事業に備品購入費として210万円。次に、17ページ中段になります、款9・教育費、項7・社会教育費、目4・図書館費の図書館管理運営事業に120万円。合計で500万円を計上いたしております。これは、令和元年12月に、千丁地域の教育環境の充実に活用してほしいという趣旨の寄附を受けたため、千丁小学校の校旗やスクリーン、千丁中学校のピアノなどの備品購入、図書館せんちょう分館の絵本コーナーの畳張替え修繕、本棚や電子掲示板、図書などの備品購入に必要な経費を補正するものでございます。

続きまして、こちらも関連する事業となりますので、まとめて説明をいたします。

15ページをお願いいたします。

一番下、下段になります。款9・教育費、項2・小学校費、目2・教育振興費のパソコン教育推進事業（小学校）に、工事請負費として2億6908万9000円。次に、16ページ上段、款9・教育費、項3・中学校費、目2・教育振興費のパソコン教育推進事業（中学校）に、工事請負費として1億1654万8000円。次に、中段、款9・教育費、項4・特別支援学校費、目2・教育振興費のパソコン教育推進事業（特別支援学校）に、工事請負費として

1285万5000円。合計で3億9849万2000円を計上いたしております。これは、国のGIGAスクール構想を実現するため、国の補助金を活用し、市内の小・中・特別支援学校の全ての普通教室及び特別支援学校に無線LANアクセスポイントや端末用の充電保管庫を設置するなど、ネットワーク環境に必要な経費を補正するものでございます。なお、特定財源としまして、国庫支出金1億8208万2000円、市債充当率90%の学校教育施設等整備事業債1億6350万円を予定いたしております。

続きまして、16ページ上段をお願いいたします。

款9・教育費、項3・中学校費、目2・教育振興費の教育研究校推進事業_(中学校)_に20万円を計上いたしております。これは、令和2年3月に県教育委員会から、熊本の学び推進プランに基づく学力向上に向けた研究指定校として第一中学校が指定され、令和2年度から2年間、実践的研究と研究成果の県下への普及を委託されたため、事業実施に係る旅費や消耗品費、印刷製本費などを補正するものでございます。なお、特定財源としまして、県支出金20万円を予定しております。

次に、16ページ下段、款9・教育費、項5・幼稚園費、目1・幼稚園費の幼稚園施設整備事業に、工事請負費として655万9000円を計上しております。これは、太田郷幼稚園の遊戯室の耐震改修工事を行うものでございます。太田郷幼稚園の遊戯室は、昭和43年度に建設されて51年経過しており、耐震診断をした結果、構造耐震指標であるIW値が0.46であり、耐震性が低いと診断されております。

今回、令和2年4月22日に、学校施設環境改善交付金の内示があったことに伴いまして、耐震改修工事に必要なブレース材の取付けなどの経費を補正するものです。なお、特定財源と

しまして、国庫支出金419万1000円、市債充当率95%の合併特例債220万円を予定いたしております。

同じく幼稚園費の幼稚園非構造部材耐震化事業に2460万4000円を計上しております。これは、松高・植柳・麦島幼稚園の遊戯室で採用されているつり天井が高さ6メートルを超え、天井板の重さも1平米当たり2キログラムを超えるものであるため、園児の安全確保のため耐震改修工事を行うものであります。今回、令和2年4月22日に学校施設環境改善交付金の内示があったことに伴いまして、耐震改修工事に必要な天井板の軽量化や天井高の調整、照明等電気設備の更新、落下防止対策などの経費を補正するものでございます。なお、特定財源としまして、国庫支出金785万7000円、市債充当率95%の合併特例債1590万円を予定しております。

次に、17ページ上段の款9・教育費、項6学校給食費、目1・学校給食費の学校給食管理運営事業に568万1000円を計上しております。新型コロナウイルス感染症対策により、令和2年3月2日から25日までの間、小・中・特別支援学校が臨時休業になり、それに伴い給食も停止となりましたが、4月に入り、パン、米飯、牛乳等の給食停止期間中の加工賃も国の補助事業対象となる旨の通知があったことから、その経費などについて補正するものでございます。パン、委託炊飯、牛乳につきましては熊本県学校給食会へ、そのほか廃棄となった精肉、野菜などは市内4業者へ支払うものです。なお、特定財源としまして、諸収入426万円、財政調整基金142万1000円を予定いたしております。

以上が教育部の6月補正の内容でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（西濱和博君） では、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） パソコン教育推進事業についてですが、これについては、GIGAスクール構想を実現するためということでの環境整備。小学校24校とあつとですが、これについては全ての小中学校・分校も含めてと理解してよかったですかね。全ての小中学校。

○教育政策課長（松川由美君） 教育政策課でございます。

こちらにつきましては、分校のほうも含めまして、普通教室及び特別支援教室にアクセスできるようにするというところでございます。

以上です。

○委員（亀田英雄君） 確認ですが、漏れるところはないということですね。

○委員長（西濱和博君） 松川課長、明確に回答をお願いします。

○教育政策課長（松川由美君） 全ての教室に致します。

○委員（亀田英雄君） よろしく願いしておきます。

それとあと市債の内容なんですけど、これは財源について説明がなかったように思うんですけど、市債の内容と、市債90%、あと10%はどっから出つかということですけど、それについて伺います。

○教育政策課長（松川由美君） 残り10%につきましては一般財源になります。国庫補助が50%、2分の1でございます。残りにつきましては……。

○委員長（西濱和博君） ちょっと待ってください。答弁者が替わってよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○教育部次長（和久田敬史君） 市債充当率90%の学校教育施設等整備事業債というものになります。

○委員（亀田英雄君） 整備事業債ということですね。

○委員長（西濱和博君） 起債ということによ

ろしいでしょうか。

○教育部次長（和久田敬史君） はい。

○委員（亀田英雄君） もう1点いいですか。

学校給食管理運営事業についてです。補償金を払われるということですが、これについては、何ていうか、全ての、どのくらい……。半分を補償する、どの程度の補償がなされるのか。請求が来た分に払うのか。どのように補償されるのか。ちょっと内容をお聞かせください。

○教育政策課長（松川由美君） 教育政策課でございます。

通常、例えば牛乳を例にとらせていただきますと、配送費とかが含まれて通常支払いをしております。その分につきまして、実際は配送して給食とかをしておりますので、実際の原料代、そちらのほうの8割（委員亀田英雄君「8割」と呼ぶ）を算定単価といたして計算をしているところでございます。

以上です。

○委員（亀田英雄君） 意地悪で言うとじゃなかったですけど。2割はやっぱり業者の負担になる話というなんです。負担を求めるといってなんですよ。それは全てにおいて2割、そんな形でしょんなって、その2割の理由ていうのは。何で全てされないのかなと思うんですけど。

○教育政策課主幹兼学校給食係長（服部拓生君） 教育政策課でございます。

今回はキャンセルはできました。しかし、納品をしていない分ですね、に関しての補償になっております。そこで、牛乳に例えますと、牛乳の原材料費、まずそちらを除きます。そして、牛乳を作るために必要な工場の維持管理費、そして、運搬に必要な費用。そういったものを除いたというところで、販売価格から牛乳の原材料費を抜きます。そして、維持管理費と運送費、こちらの計算が大変ということで、掛け

る80%ということで出しております。

同様に、委託炊飯とパンの費用につきましてもおおむね原材料と工場にかかる維持管理費などを抜いた、業者が受け取るであろう粗利益に当たる部分を補償するという形になっております。

以上です。

○委員（亀田英雄君） はい、分かりました。

○委員長（西濱和博君） よろしいでしょうか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ございませんか。

○委員（古嶋津義君） 16ページの幼稚園費でございます。太田郷幼稚園、そして、松高、植柳、麦島、それぞれ内示に伴って耐震工事にかかれるということですが、太田郷については3分の2、そのほかについては3分の1ということですが、残りの財源は合併特例債ですか。

○教育施設課長（竹下圭一郎君） 教育施設課でございます。

残りの財源は、合併特例債ということになります。

以上でございます。

○委員（古嶋津義君） ただ、今、部内において幼稚園の統廃合が検討されるというふうに保護者から聞いています。その統廃合の一因というのは、原因というのは、幼稚園・保育園の無償化に伴いまして、幼稚園の保育時間が2時30分までと保育時間が短いということも一因だというふうに聞いております。また、幼稚園は原則3歳以下は預けられないということで、保護者の方から敬遠をされているということが全国的に言われています。全国では、基本的に8割が定員割れというふうに言われております。

そこで、今回のこの耐震改修をされた後ですね、仮に統廃合がなされた場合は、その学校施

設環境改善交付金の返還というのは、現実味を帯びてくるわけですか。その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○教育施設課長（竹下圭一郎君） 今のところ返還はないと考えております。貸出しとかですね、もし変わったとしても、そういうことで利用するようであればですね、返還等はないというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（古嶋津義君） 今、課長のほうから貸出しという言葉が出ましたが、仮に統廃合なされたときの後の利活用というのは、どのように部内では検討されているのでしょうか。

○教育部総括審議員兼次長（松岡 猛君） 議員御質問の統廃合された後の利活用ということにつきましては、私たちといたしましては、まず教育部所管のほかの活用ができないかというところで考えてございます。あと、そういったことの以外にも、他部署での利活用、もしくは民間等を含めました利活用、そういったところを大きく考えていまして、そういったところでの利用というのを考えているところでございます。ただ、統廃合の時期等につきましては、まだなかなか難しいところもあるというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○委員（古嶋津義君） 先日、部長、何か体調が悪くて欠席ということですが、先日部長のほうにはですね、保護者のほうからちょっと動揺されているから丁寧な説明をお願いをしますというふうには申し上げてはおりませんですけど、その辺のところはしっかりと保護者の方には丁寧に説明をしていただきたいと思えます。

以上でございます。

○委員長（西濱和博君） では、ほかに質疑ございませんか。

○委員（前川祥子君） パソコン教育推進事業

ですが、小中で、小学生っていうのは、低学年も、やっぱり1年生・2年生あたりも1人1台というふうに検討されているのでしょうか。

○教育部総括審議員兼次長（松岡 猛君） 実際、パソコンの端末の整備費用につきまして、後の追加の6号のほうで提示をしておりますが、よろしいですか。今お答えしても……。

○委員（前川祥子君） じゃあ、そのときにお尋ねできるのであれば、そのときでよろしいです。

○委員長（西濱和博君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、これより採決いたします。

議案第51号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第5号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第63号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第6号（関係分）

○委員長（西濱和博君） 次に、議案第63号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第9款・教育費について、教育部から説明願います。

○教育部次長（和久田敬史君） 議案第63

号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第6号中、教育部所管分につきまして着座にて説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、予算書の7ページをお願いいたします。

歳出の第9款・教育費に、7億4644万8000円を追加し、補正後の額を58億4128万7000円とするものです。

なお、補正額中、教育部が所管いたします金額は7億4434万8000円で、その他の額、マイナス210万円は経済文化交流部が所管するものです。

それでは、歳出の具体的内容について説明をいたします。

16ページをお願いいたします。

款9・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費に、新型コロナウイルス感染症対策事業の日本語指導員3人の人件費として、14万5000円を計上いたしております。これは、新型コロナウイルス感染症対策の学校の臨時休業により、授業時数が不足し、夏休み期間等に授業を行うことになったため、当初予定していなかった期間における日本語指導員配置のための人件費を補正するものでございます。なお、特定財源としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定いたしております。

続きまして、款9・教育費、項1・教育総務費、目5・学校保健費で、新型コロナウイルス感染症対策事業の学校施設等感染防止対策の経費として、需用費に839万6000円を計上いたしております。これは、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、市内の学校施設などへ配布する消毒液、フェースシールド、非接触型体温計などの物品に係る経費を補正するものでございます。なお、特定財源としまして、学校保健特別対策事業費補助金158万1000円及び新型コロナウイルス感染症対応地方創

生臨時交付金を予定いたしております。

次に、款 9・教育費、項 2・小学校費、目 2・教育振興費で、新型コロナウイルス感染症対策事業の小学校学校支援職員 65 人分の人件費として 421 万 7000 円、理科支援員 4 人分の人件費として 53 万 3000 円を計上いたしております。これは、新型コロナウイルス感染症対策の学校休業により授業時数が不足し、夏休み期間中に授業を行うこととなったため、当初予定していなかった期間における学校支援職員配置のための人件費を補正するものでございます。なお、特定財源としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定しております。

同じく、目 2・教育振興費で、新型コロナウイルス感染症対策事業の小学校スクールサポートスタッフ 18 人を配置するための人件費 185 万 2400 円を計上いたしております。これは、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ることで増加する教師等の業務をサポートし、教師が子供の学びの保障に注力できるようにするため、スクールサポートスタッフの配置に必要な経費を補正するものです。なお、特定財源としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定しております。

次に、同じく目 2・教育振興費で、新型コロナウイルス感染症対策事業の小学校端末整備費用 5459 台分、4 億 5352 万 6000 円を計上いたしております。これは、国の GIGA スクール構想を実現するため、市内の小学校児童 1 人に 1 台の端末を整備するために必要な経費を補正するものでございます。なお、特定財源としまして、公立学校情報機器整備費補助金 1 億 8030 万 1000 円及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定いたしております。

同じく、目 2・教育振興費で、新型コロナウイルス感染症対策事業の小学校就学援助のため

の扶助費として 905 万 4000 円を計上いたしております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した保護者に対し、学用品等の援助を行うための経費を補正するものです。なお、特定財源としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定しております。

次に、同じく目 2・教育振興費のパソコン教育推進事業で、517 万 3000 円の減額を計上いたしております。これは、先ほどの小学校端末整備で児童に 1 人 1 台の端末を備品購入により調達を行うことに伴い、今年度予定していた 221 台分のリース費用が不要となるため減額するものでございます。

続きまして、17 ページをお願いいたします。

款 9・教育費、項 3・中学校費、目 1・学校管理費、新型コロナウイルス感染症対策事業の泉中学校寄宿舎開設延長に伴う人件費 33 万 3000 円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症対策の学校の臨時休業により授業時数が不足し、夏休み期間中に授業を行うこととなったため、当初予定していなかった期間における泉中学校寄宿舎開設延長に伴う人件費を補正するものでございます。なお、特定財源としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定いたしております。

次に、款 9・教育費、項 3・中学校費、目 2・教育振興費、新型コロナウイルス感染症対策事業の中学校学校支援職員 35 人分の人件費として 229 万 8000 円を計上いたしております。これは、新型コロナウイルス感染症対策の学校の臨時休業により授業時数が不足し、夏休み期間中に授業を行うこととなったため、当初予定していなかった期間における学校支援職員配置のための人件費を補正するものでございます。なお、特定財源としまして、新型コロナ

ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定いたしております。

同じく目2・教育振興費で、新型コロナウイルス感染症対策事業の不登校児童生徒等の適応指導に伴う指導員10人分の人件費として、65万3000円を計上いたしております。これは、学校の臨時休業により、授業時数が不足し、夏休み期間中に授業を行うこととなったため、当初予定していなかった期間における不登校児童生徒等の適応指導教室くま川教室の指導員配置のための人件費を補正するものでございます。

なお、特定財源としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定いたしております。

同じく目2・教育振興費で、新型コロナウイルス感染症対策事業の中学校スクールサポートスタッフ9人を配置するための人件費926万4000円を計上いたしております。これは、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ることで、増加する教師等の業務をサポートし、教師が子供の学びの保障に注力できるようにするため、スクールサポートスタッフ配置に必要な経費を補正するものです。なお、特定財源としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定いたしております。

同じく目2・教育振興費で、新型コロナウイルス感染症対策事業の中学校端末整備費用2315台分、1億9873万1000円を計上いたしております。これは、GIGAスクール構想を実現するため、市立中学校の生徒1人に1台の端末を整備するために必要な経費を補正するものでございます。なお、特定財源としまして、公立学校情報機器整備費補助金1億739万6000円及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定いたしております。

同じく目2・教育振興費で、新型コロナウイ

ルス感染症対策事業の中学校就学援助のための扶助費として963万5000円を計上いたしております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した保護者に対し、学用品などの支援を行うための経費を補正するものです。なお、特定財源としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定しております。

続きまして、款9・教育費、項4・特別支援学校費、目1・学校管理費、新型コロナウイルス感染症対策事業の特別支援学校通学関係として、備品購入費などに65万1000円を計上いたしております。これは、特別支援学校のスクールバス運行における新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に必要なオゾン発生器や非接触型体温計などの経費を補正するものです。なお、特定財源としまして、学校保健特別対策事業費補助金32万5000円及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定しております。

次に、18ページをお願いします。

款9・教育費、項4・特別支援学校費、目2・教育振興費で、新型コロナウイルス感染症対策事業の特別支援学校学校支援職員10人分の人件費として、119万5000円を計上いたしております。これは、学校の臨時休業により、授業時数が不足し、夏休み期間に授業を行うこととなったため、当初予定していなかった期間における学校支援職員配置のための人件費を補正するものでございます。特定財源としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定いたしております。

同じく目2・教育振興費で、新型コロナウイルス感染症対策事業の特別支援学校スクールサポートスタッフ1人を配置するための人件費、103万1000円を計上いたしております。新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ることで増加する教師等の業務をサポートし、子供

たちの学びの保障に注力できるようにするため、スクールサポートスタッフ配置に必要な経費を補正するものでございます。特定財源としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定いたしております。

同じく目2・教育振興費で、新型コロナウイルス感染症対策事業の特別支援学校端末整備費用51台分、651万1000円を計上しております。国のGIGAスクール構想を実現するため、特別支援学校の児童生徒1人に1台の端末を整備するために必要な経費を補正するものでございます。特定財源としまして、公立学校情報機器整備費補助金345万5000円及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定いたしております。

次に、款9・教育費、項5・幼稚園費、目1・幼稚園費で、新型コロナウイルス感染症対策事業の幼稚園感染予防対策の経費として、消耗品費、備品購入費に300万円を計上いたしております。これは、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、市内6つの幼稚園へ配付する消毒液、非接触型体温計、空気清浄機などの物品に係る経費を補正するものでございます。特定財源として、学校保健特別対策事業費補助金300万円を予定いたしております。

同じく目1・幼稚園費で、新型コロナウイルス感染症対策事業で、扶助費として12万5000円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した保護者に対し、教材費や絵本代等の支援を行うための経費を補正するものです。なお、特定財源としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定しております。

次に、19ページをお願いいたします。

款9・教育費、項6・学校給食費、目1・学校給食費で、新型コロナウイルス感染症対策事業の準要保護学校給食費援助の経費として、扶

助費に2341万9000円を計上いたしております。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した保護者に対し、給食費の援助を行うための経費を補正するものでございます。なお、特定財源としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定いたしております。

最後に、款9・教育費、項7・社会教育費、目5・博物館費で、新型コロナウイルス感染症対策事業の博物館感染予防対策の経費として、備品購入費に248万円を計上いたしております。これは、博物館における来館者の新型コロナウイルス感染防止のため、高度洗浄加湿機能付きの空気清浄装置5台分の経費を補正するものでございます。なお、特定財源としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定いたしております。

以上が教育費の6月補正追加提出分の内容でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。

○委員（前川祥子君） では、改めて、新型コロナウイルス感染症対策事業の小・中・支援学校端末整備ですが、小学生は全て端末を配付されるのでしょうか。お尋ねいたします。

○教育部次長（和久田敬史君） 全ての小・中・特別支援学校に1人1台ということで予定をいたしております。

○委員（前川祥子君） 子供たち、児童生徒は、今後ですね、減少傾向にあると思われるんですが、その点は、これから1人1台という形になると、その先、ここ、そうですね、3年ぐらいははっきり分かるんじゃないかなと思うんですが、その点はどんなふうに対応していこうというふうに考えていらっしゃいますか。

○教育部次長（和久田敬史君） 一応今回の、

今回もといいますか、これまでもパソコンの入替え、機器の入替えにつきましては5年を考慮しておりますので、5年後にはまたいる児童生徒の数をつけていう形で、次からは恐らくリース契約にしていくと思いますので、5年ごとに見直しをして、台数的には入替えをしていくというような形を予定いたしております。

○委員（前川祥子君） はい、今ので分かりました。

○委員長（西濱和博君） よろしいでしょうか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） 質問が二、三あつとですが、その前に、一言、私、ちょっと意見を申し上げたいんです。お礼と意見なんです。このパソコン事業については、前回の議会の最後に副委員長からもお願いがあつたと。パソコンを充実してほしいという話の中で、私もそげんお願いしたと。それに早速対応していただいたということで、その辺はですね、執行部の早い動きにですね、感謝申し上げたいというふうなことをお礼申し上げたい。そこは感謝申し上げます。

今、前川さんの質問でもあつた、ちょっと違和感のあつたつですけど。一般質問で何もかも言うてしまつて、あたかも決まつたようなことに対して質問ばせんばん。委員会審査としてですね、何となく非常に違和感のあつとです。その辺の答弁の仕方ですね、ここでされて、さっきのなんてもう分かつとつでしょう、質問。それについて答えんとですけん、後の提案ですけんっていう話の中の答えですけんが。答弁のすり合わせでそげんなつたつでしょうばつてんが、その辺もですね、ここで提案されて委員会審査すつとですけんが、その辺の答弁の仕方もちよつと配慮願えたらなというよ

うなことを私の意見として述べさせていただきたいというふうに思います。

質問に行きます。

○委員長（西濱和博君） はい。

○委員（亀田英雄君） コロナウイルス感染症対策事業、中学校教育、フェースシールドつてあつたつですね。フェースシールドほどの程度配付されるのか。みんなこれをつけんばんとつですか。誰につけさせるためのフェースシールドなのかということをお聞かせください。

○学校教育課長（高嶋宏幸君） 失礼します。学校教育課、高嶋です。

フェースシールドにつきましては、教職員全員につけるようにいたします。そのように予定しております。

以上です。

○委員（亀田英雄君） 教職員全員ですね。子供へは採用されないんですか。教職員だけですね。子供は。

○学校教育課長（高嶋宏幸君） おっしゃるとおり、子供につきましてはマスクで対応ということを考えております。

以上です。

○委員（亀田英雄君） その理由もちよつと聞きたかつつですが、もうやめときます。

あと、パソコン事業についてです。先ほど、さっきの質問に対して、あとはリース対応も考えらつとつでしょうがということだつたつですけど、改めてなんです。今回リースにならなかつた……。これまではリースで対応されつたつです。そつちが廉価だつたということだつたつだろつと思つとつですけど、今回リースではなかつたということの理由を教えてください。

○教育政策課長（松川由美君） 今回は備品購入で、導入するということで致しております。リースについても検討してみました。大体落ち着きます令和9年ぐらいまでですね、検討して

みましたんですけれども、トータル的に4500万ほど経費が備品購入のほうが安価であるというところがありました。

それと、購入になりますと、単年度での財源負担が大きくなるんですけれども、それについては、今回、交付金が自治体のほうに支給されるということがありましたものですから、今回それを活用させていただいて、備品購入で買うというふうになった次第です。

以上です。

○委員（亀田英雄君） なら、今までは高いほうで使用しよったちゅう話と伺いますが、そうですか。今までリースしとってという話ですけど、その辺のちょっと理解できない理由のところについて教えてください。

○教育政策課長（松川由美君） これまではリースでございました。リースのメリットってありますか、そちらについては、トータル的には高くはなりません。しかしながら、単年度の財源負担で言いますと少し平準化した形になりますので、そちらについては、これまでは交付金とかの特定の財源もございませんでしたので、これまではリース対応としていたところでございます。

以上です。

○委員（亀田英雄君） もう一つ。あと、これだけの台数をすれば、故障した場合とかいろいろ考えらるっと思いますが、その辺は随時されていくんですよね。

○教育部次長（和久田敬史君） 今回の機器につきましても、保守料も入れておりますので、そこで故障修理等はしていただくように考えております。

○委員長（西濱和博君） よろしいでしょうか。

○委員（亀田英雄君） いいです。

○委員（古嶋津義君） 新型コロナウイルス感染症対策事業が2つありますが、スクールサポ

ートスタッフ、例えば小学校・中学校・特別支援学校で28名、それと今出ましたGIGAスクールサポート、これは端末の保守等もありますので、これが小学校が4名、中学校が2名、6名ですが、それぞれ同じスクールサポートでありますけれども、後段のほうは多分専門職だと思います。どのような人選をされておられるんですか。

○教育政策課長（松川由美君） GIGAスクールサポーターにつきましては、国のほうからですね、そういうICT関係で専門におられた方々のOBさんとか、そういう方々を想定されてるってところではあるんですけれども。私どものほうでは、今回はそういう会社さんあたりをお願いしてみようかというふうには思っております。

以上です。

○委員（古嶋津義君） 前段のスクールサポートは、学校の先生のOBとか、そういう方ですか。

○学校教育課長（高嶋宏幸君） 失礼します。

スクールサポートスタッフの業務ですけれども、これは教員の事務補助業務を行うものであります。

先生の業務というのは、授業以外で非常にいろんなことがあります。提出物を集めたりとか、プリントを印刷したりとか、子供たちの健康観察を行ったり、そういう担任以外、教師以外でもできるような業務をスクールサポートスタッフが行うことによって、先生が子供に向かう時間、授業に集中できる時間をつくるということになっておりますので、これにつきましては特にこういう人ということはありません。

以上です。

○委員（古嶋津義君） まだ、どういう方ということはまだ想定はしてないわけですね。

○学校教育課長（高嶋宏幸君） どういう方というのは想定しておりませんが、地域の方

とか、そういう方も範囲に入れているところがございます。

○委員（古嶋津義君） はい、分かりました。

後段のは、一回東京の世田谷かどこか視察に行ったとき、たしか沖電気の方だったと思いますが、そういう方をされるということで理解してよかったですね。

○教育部次長（和久田敬史君） IT関係の企業にお勤めで退職をされた方ですとか、IT関連の業務に携わってらっしゃった方、システムエンジニアの方のOBとか、そういう方々を想定をいたしております。

○委員長（西濱和博君） よろしいでしょうか。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（西濱和博君） ほかに。

○委員（前川祥子君） 今の関連なんですけど、スクールサポートと、スクールサポートのスタッフと、それからGIGAスクールのサポーターっていうのは全然別じゃないかなというふうに認識してるんですが、まずこのことはどうでしょうか、お尋ねします。

○教育部次長（和久田敬史君） 前川委員おっしゃるとおり、全く別の業務に携わっていただくような形になります。

○委員（前川祥子君） ぜひですね、その中で、GIGAスクールサポーターの人数が4名と2名という形で出ておりますけども、実際にこの方々から指導を受けた教員の皆さん方が授業を始めるに当たって、多分全ての授業は難しいんじゃないかと思うんですが、いつから開始で、どんなふうな形をイメージされていらっしゃるかっていうのを教育委員会としてですね、授業を進めるに当たってどんなイメージをされるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（高嶋宏幸君） まず、12月いっぱいですね、12月いっぱいまで研修等を行ってまいりたいと考えております。パソコン

の設定でありましたり、そのような授業にどのような活用があるかというようなことを、そういう研修をですね、行って進めてまいりたいというふうに考えているところです。

以上でよろしいですか。

○委員（前川祥子君） じゃあ、そのまま。

そうしましたら、スタートはいつからになりますか。

○教育政策課長（松川由美君） ただいま高嶋課長のほうから12月までというお話でしたが、そちらはですね、今現在、ICT支援員という方がおられます。その方々も一緒になって12月まで教職員の方々の研修をしていただきます。

今回、GIGAスクールサポーターのほうを6人お願いしておりますけれども、そちらにつきましては、10月ぐらいからずっと3月の年度末までにかけてまして、少し業務内容が違いますが、少しは先生たちの指導あたりもしていただくかとは思ってはおりますけれども、そちらは機器関係の導入関係の計画ですとか、あと、ほかのルールづくりですとか、そういった方面についての支援をしていただくという予定にしております。

以上です。

○委員（前川祥子君） では、端末が全ての学校に全部そろってから、年度初めからスタートという形を考えていらっしゃいますか。それとも、できるところから始めるというふうな形でしょうか。ちょっとしたイメージがあると思うんですよね。ちょっとそれをお伺いしたいんですが。

○教育部総括審議員兼次長（松岡 猛君） 今回、追加補正予算で、1人1台という、早期に整備を行うという提案をさせていただいております。これにつきましては、新型コロナウイルス第2波、第3波のそういったところにも備えるという意味で、早期に整備をさせていただきます。

たいということで今回、予算を上げさせていただいております。私たちといたしましては、できれば12月までには端末の整備を終えて備えをしたいというところで考えております。

9月から12月までの間は、既存の端末が1500台以上ありますので、そういったものを活用しながら、先生たちにオンライン学習ですとか、そういった使い方の研修をさせていただきたいと思っております。それから、端末が全部そろってからは、実際はそれをそれぞれのクラスで担任の先生、それと児童生徒の皆さん方がクラスで使っていただいて活用を図っていききたい、そういうふうに考えているところでございます。

○委員（前川祥子君） 大まかなところは分かりました。いいです。

○委員長（西濱和博君） では、ほかに質疑ございますか。

○委員（百田 隆君） 収入が減少した人たちに対して援助される。保護者に対してですね。これは自己申告になると思うんですけども、大体日にち、期日ちゅうか、締切りの期日は決まってるんですか。

○学校教育課長（高嶋宏幸君） 失礼します。

4月分から遡って援助費の支給を行う、その部分につきましては、7月15日まで——例年でしたら5月末でいつもはしてるんですけども、申請を延ばして7月15日までとしております。

○委員（百田 隆君） そうですか。分かりました。

○委員長（西濱和博君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（亀田英雄君） 今年は、新型コロナウ

イルスということでですね、職員の皆さんも大変だったろうかと思えますけど、学校、生徒、この時期に受験を迎えるとか、就職をされるとか、その学生さん、子供さんは大変な思いをされると。大きな不安があるかと。

そんな中で、一つの環境整備が整うのかなというふうなことも思うんですが。もっといろんな、私たちが想像できない不安とか心配とかですね、あるかと思っておりますので、その辺のですね、細やかな対応もですね、教育委員会のほうにお願いしたいなということを意見として申し上げたいと思います。

以上です。

○委員長（西濱和博君） ほかに意見はありませんか。

○委員（前川祥子君） 端末に関してはですね、視察に私たちもこの委員会で行きましたときに、渋谷区のほうで全ての子供たちに端末を使って……。そのことが子供たちにどういう、例えば能力が上がったかどうかと。学力がですね。そのときには、そういうものはあまり感じてないというふうには、そのときはですね、そんなふうにおっしゃってございました。

ただ、こういうコロナウイルスで学校に行けなくて、我が家で何らかの学習をしているというだけであれば、かなりの格差が生じているというふうには感じております。そういった意味では、こういった端末を使って我が家で先生と向かい合うという形の学習もいいでしょうし、そういったいろんな利用法がこれから出てくるんじゃないかと思われれます。そういった意味では、やっぱりこういう御時世の中で、このような端末を早く導入して、学力の低下をまずは補っていくという形は必要じゃないかなというふうに思います。

ただですね、端末はそういう学力に関しては必要性を感じますが、これからは、2か月から3か月ぐらいだったですかね、近く、子供たち

学校に行って友達と会えなかった、先生とも話ができなかったという状況で、これから先、行事がどんなふうにも、学校の行事ですね、がどんなふうに行われていくかはまだ定かではありませんが、そういった意味で、なるべく子供たちの心のケアをですね、そこに重点を置いてやっていただきたいなど、今年度終わるまで精いっぱいやっていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（西濱和博君） よろしいでしょうか。ほかに意見ございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） それでは、以上で第9款・教育費について終了いたします。

執行部入替えのため、小会いたします。

（「どうもお世話になりました」と呼ぶ者あり）

（午前11時09分 小会）

（午前11時10分 本会）

○委員長（西濱和博君） それでは、本会に戻します。

次に、歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について、健康福祉部から説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

それでは、議案第63号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第6号のうち、健康福祉部所管分について説明をいたします。白川次長より説明いたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（白川健次君） それでは、引き続きましてどうぞよろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

○委員長（西濱和博君） どうぞ。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（白川健次君） 八代市議会6月定例会議案・その2の議

案第63号・令和2年度八代市一般会計補正予算書第6号をお願いいたします。

文教福祉委員会付託分のうち、健康福祉部所管分について御説明をいたします。

まず、3ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出でございますが、款3・民生費の項1・社会福祉費で、補正額2776万1000円を追加し、補正後の予算額は111億7352万7000円に、また、項2・児童福祉費で2億5205万7000円を追加し、補正後の予算額は101億693万5000円とし、民生費の総額は、2つ上になりますが、244億9085万6000円としております。

次に、款4・衛生費、項1・保健衛生費で、補正額500万円を追加し、補正後の予算額は18億9446万4000円とし、衛生費の総額は、1つ上になりますが、38億8080万としております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

歳出の具体的な内容を御説明いたします。

上の表になりますが、まず、款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費で、補正額1736万1000円を計上しております。これは、生活困窮者自立支援事業において、離職・廃業等で経済的に困窮し、住居を失うおそれが生じている方などに家賃相当分を支給する住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国の制度改正により対象者が拡大するなどし、申請者が増加したことから、不足する経費を補正するものでございます。なお、特定財源として国庫支出金10分の10があります。

次に、目2・老人福祉対策費で、補正額840万円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症対策事業において、介護施設の従事者等が施設の利用者等からの相談を受け

る際や介護を行う際に実施している体温測定において、発熱者との接触の機会を減らすことで新型コロナウイルスへの感染リスクを低減できるよう、非接触型体温計を各施設等に配備するために要する費用を補正するものでございます。なお、特定財源として国庫支出金があります。

次に、目4・障害福祉対策費で、補正額200万円を計上しております。これは、先ほどの介護施設等と同様に、新型コロナウイルス感染症対策事業において、障害者施設等の従事者等が施設の利用者等の体温を測定する際に発熱者との接触の機会を減らすことで、新型コロナウイルスへの感染リスクを低減できるよう、非接触型体温計を各施設等に配備するために要する費用を補正するものでございます。なお、特定財源として国庫支出金10分の10があります。

次に、下の表の項2・児童福祉費、目1・児童福祉総務費で、補正額3487万9000円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症対策事業において、新型コロナウイルス感染症対策に係る放課後児童クラブとこどもプラザの経費を補正するものでございます。

支出のうち主なものは、学校の臨時休業期間中における午前中からの放課後児童クラブ開所に係る委託料や、こどもプラザの感染防止のための備品等購入に要する経費、放課後児童クラブが感染防止のためマスクや消毒液、非接触型体温計などを購入する費用に対する補助金と、利用自粛要請期間中において利用を自粛した児童の保護者に対し、放課後児童クラブが実施した利用料の減免に対する補助金、加えて、本市独自の支援策として、学校の臨時休業期間中に午前中から受け入れていただいたことも含めて、感染防止に留意しながら継続して開所していただいている放課後児童クラブの従事者に対して、1人当たり2万円の応援給付金を支給す

るための交付金でございます。なお、特定財源として、国庫支出金と県支出金合わせて10分の10がございます。

次に、目3・保育所費で、補正額5722万2000円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症対策事業において、新型コロナウイルス感染症に係る保育所等の経費を補正するものでございます。

支出のうち主なものは、私立保育所等が感染防止のためマスクや消毒液、非接触型体温計などを購入する費用に対する補助金や本市独自の支援策として、感染防止策を行いながら継続して保育を実施していただいている私立保育所等の従事者に対する1人当たり2万円の応援給付金を支給するための交付金と感染症の影響で収入が減少し、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる保育所等を利用する世帯に対し、教材費等の助成を行うための扶助費でございます。なお、特定財源として国庫支出金と県支出金、合わせて10分の10がございます。

13ページをお願いいたします。

上の表の目5・ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費で、補正額1億5995万6000円を計上しております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を独りで担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育ての負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給するものでございます。

支給対象者は、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者でございますが、今回の臨時特別給付金では、公的年金の給付を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者に加え、所得制限により児童扶養手当の支給を受けていない者で、感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当

の対象となる水準に下がった者も対象となります。

給付額は、1世帯当たり5万円で、第2子以降につき3万円を加算いたします。また、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者や、公的年金の給付を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者で、感染症の影響を受けて家計が急変し収入が大きく減少しているとの申出があった者については、1世帯当たり5万円を併せて給付いたします。

支出のうち主なものでございますが、職員の時間外勤務手当やシステム改修に要する委託料等の事務費と給付費でございます。なお、給付費は、支給対象世帯数を1610世帯と見込んで計上しております。また、特定財源として、国庫支出金10分の10があります。

次に、下の表、款4・衛生費、項1・保健衛生費、目1・保健衛生総務費で、補正額500万円を計上しております。これは、夜間の突発的な体調不良に対応するため、八代市医師会に夜間急患センターを委託しているところですが、新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じ、この診療体制を維持するため、八代市医師会が整備する医療従事者の感染を防ぐための感染防護服や動線を区分するためのパーテーション等の購入に係る経費を委託料として増額するものでございます。なお、特定財源として、国庫支出金10分の10があります。

これで、令和2年度八代市一般会計補正予算・第6号の健康福祉部所管分の説明といたします。御審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） 放課後児童クラブ従事者応援給付金について伺います。

今日の新聞にも載った話で、よくされた

なというふうに思うんですが、100人ということで計上されています。この100人はどのようにして計上されたのかということについて伺いたいと思います。もっと多かと思うとですよ。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） 放課後児童クラブの全体の従事者は191名となっておりますけれども、そのうち保育園ですね、運営をされているところもございまして、保育園の従事者と兼務というところもありますので、そちらのほうは、すいません、児童クラブではなくて、保育所等の従事者というところで応援給付金を考えております。

以上でございます。

○委員（亀田英雄君） 言いたかつはですね、こういうときは、何かこう、意見なんですけど、あの人がもらって私がもらわないという不公平感のいろんな話に出てくるんですけど言うたっですが、そのようなことがないようにですね、対応願いたいというふうに思います。意見でした。

○委員長（西濱和博君） 意見でよろしいでしょうか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ありませんか。

○委員（百田 隆君） 生活困窮者自立支援事業で、離職とか失業されたところの家賃の補償ですたいね。これは大体何件くらい想定されとるんですか。

○理事兼生活援護課長（鶴田洋明君） 確認ですが、家賃の補償がいつまでかということでございますか。今の御質問の……。すいません。

○委員（百田 隆君） 今回のコロナですね、失業したりとか、そういう人たちの家賃補償ばするわけでしょうが。（理事兼生活援護課長鶴田洋明君「はい、そうです」と呼ぶ）それは何件くらい予定されておりますか。（理事兼

生活援護課長鶴田洋明君「件数ですか」と呼ぶ) はい。

○理事兼生活援護課長(鶴田洋明君) 件数です。失礼いたしました。

原則ですね、3か月間家賃の補助をいたします。それで、お1人当たり3か月続くということでございますので、そうですね……。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長(白川健次君) 今、課長のほうが言いましたように、3か月間とかいうような形で原則期間はあるんですが、家賃補助を受けられるということで見込んでいる件数に関しては、160件というところで見込んで今回は予算を計上させていただいています。

○委員(百田 隆君) はい、分かりました。

○委員長(西濱和博君) よろしいですか。
(理事兼生活援護課長鶴田洋明君「申し訳ありませんでした」と呼ぶ)

ほかに質疑ございませんか。

○委員(前川祥子君) 独り親世帯への特別給付金ですが、1世帯5万、2人以降は1人につき3万ということです。これ、2人目を妊娠されている方っていうのは何か対応はありますか。

○理事兼子ども未来課長(田中かおり君) 妊娠中の方については、その妊娠中のお子さんについては入っておりません。対象となりません。

以上です。

○委員(前川祥子君) これは意見、要望となりますが、2人目が生まれるということは分かっているわけですから、結果は、結果っていうか、もし死産っていう場合はそれはしようがありませんが、生まれたときのことを考えると、やはり対象になるのではないかなと思われるんですね。だから、そのところはやはり考えていただいたほうがよろしいかなと思います。

○委員長(西濱和博君) 答弁されますか。

○理事兼子ども未来課長(田中かおり君) すいません。今回の独り親家庭への給付金のほうは、6月分の児童扶養手当を受給されてる方ということになっておりまして、基準日が決められております。ですので、実際受給されてる方については、ちょっとその規定がございますが、今委員さんがおっしゃったですね、点につきましては、ちょっとはっきりしたものが国のほうからも届いておりませんので、今後確認をしながらですね、検討といいますか、確認をしていきたいと考えてます。

○委員(前川祥子君) ということは、国からの指示といいますか、そういうものがはっきりしたものが出ていない。もしくは、今のところ確認していないということで、今後確認しますということですか。

もし確認したときに、先ほど課長がおっしゃったように、2人目がおなかに入っている、妊娠している方は対象とならないとおっしゃったのですが、そこは、じゃあ、八代市がそんなふうに考えていらっしゃるということですか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(小林眞二君)

今回につきましては、先ほど課長が申し上げたとおり、基準が6月の支給対象者ということで示されておりますので、今のところはその方々に支給するという決まりでございます。

ただ、詳細のですね、取扱い、まだ下りてきてない部分がございます。その中に、今おっしゃったですね、今後生まれるであろう子供さんについての記述があればですね、それを参考にしながら検討していきたいと思えます。

○委員(前川祥子君) 国の下りてくるものが参考になればとおっしゃいましたけど、7月に生まれれば、もう2人目が存在するわけですよ。そういうことに関しては、もう少し余裕を持ってっていうかですね、考え方を柔軟にさせていただいたほうがいいのではないかなというふうに思われます。これはちょっと要望、意見と

いう形になります。

以上です。

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。意見ありますか。

○委員（古嶋津義君） 今回の補正で、特に放課後児童クラブ、本来ならば、放課後児童クラブであるので放課後でありましたが、学校の休校に伴い午前中から対応させていただいたということでありまして、また、私立の保育園につきましても大変厳しい状況でこのように保育をされている。それをそれぞれ2万円ということで、大変すばらしい施策であったというふうに思っております。

ただ、生活困窮者自立支援事業であります。先ほど百田委員のほうから申し上げましたように、これについては、審査とか少し暇が要るのかなと思います。早急に給付ができますようにお願いをしておきたいと思っております。

以上です。

○委員長（西濱和博君） ほかに意見ありませんか。

○委員（前川祥子君） 先ほどの独り親世帯への給付なんです。ちょっと今私も考えついたんですが、要するに6月までっていうことで申請を締め切ってるというような話ですが、その後、出産された子供たちに関して、申請をですね、要するに長く持っていただくという形で、そこが何か月かっていうのは少し計算しないと分からない部分であるんですが。例えば今の時点でも、2か月、3か月の妊娠されてる方が出産しましたということで申請ができるような、そういう状況も考えていただければなというふうに思います。

以上です。

○委員長（西濱和博君） よろしでしょうか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（西濱和博君） ほかに意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、これより採決をいたします。

議案第63号・令和2年度八代市一般会計補正予算・第6号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

（午前11時32分 小会）

（午前11時36分 本会）

◎議案第52号・令和2年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号

○委員長（西濱和博君） それでは、本会に戻します。

次に、議案第52号・令和2年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

それでは、続きまして52号・令和2年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号につきまして、西田国保ねんきん課長より説明いたします。よろしくお願いたします。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課の西田でございます。どうぞよろしくお願いたします。座って説明をさせてもらってよろしいでしょうか。

○委員長（西濱和博君） どうぞ。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） 議案第5

2号・令和2年度八代市国民健康保険特別会計補正予算について説明させていただきます。

資料は、お手元の補正予算書、令和2年度八代市国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）にて御説明いたします。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条において、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ175億4050万8000円といたしております。

それでは、内容につきましては、5ページをお願いいたします。

下段の3、歳出において、款2・保険給付費、項6・傷病手当諸費、目1・傷病手当金に1000万円を追加しております。

内容は、後ほど、議案第60号・八代市国民健康保険条例の一部改正でも御説明させていただきますが、概略を御説明いたしますと、今回の補正予算は、令和2年3月10日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾に盛り込まれたものでございまして、国民健康保険の被保険者のうち、雇われて給与の支払いを受けておられる被用者の方で、新型コロナウイルス感染症に感染もしくは発熱等の症状があり感染を疑われ療養のため労務に服することができない方に対して支給する手当に係るものでございます。

支給対象日数は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間でございます。また、支給額は、直近の継続した3か月の給与収入の合計額を就労日数で割った金額掛ける3分の2掛ける日数でございます。また、適用される期間は令和2年1月1日から9月30日まででございます。

財源につきましてですが、上段の2の歳入を

お願いいたします。

款4・県支出金、項1・県負担金・補助金、目1・保険給付費等交付金に歳出と同額の1000万円を計上しております。支給された傷病手当金については、全額特別調整交付金による財政支援がなされるものでございます。

以上で、議案第52号・令和2年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、これより採決いたします。

議案第52号・令和2年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第2号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号・専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号）

○委員長（西濱和博君） 次に、事件議案の審査に入ります。

議案第54号・令和2年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

議案第54号・専決処分の報告及びその承認

について、引き続き国保ねんきん課西田課長より説明いたします。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） 国保ねんきん課の西田でございます。引き続きよろしくお願いたします。

座って説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（西濱和博君） どうぞ。西田課長、もう少しおさきい声で願いたします。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） 議案第54号・専決処分の報告及びその承認につきまして、お手元の議案書の15ページをお願いいたします。

専決処分した事件については、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める必要があることから提案するものでございます。

続きまして、16ページですが、5月15日で専決しました専決第7号、専決処分書でございます。

今回行いました専決処分は、令和元年度国民健康保険特別会計の決算において収支不足が見込まれましたため、地方自治法施行令第166条の2の規定に従い、令和2年度の歳入を令和元年度に繰り上げて充用したものでございます。

それでは、17ページ、令和2年度国民健康保険特別会計補正予算・第1号について御説明いたします。

19ページをお願いいたします。

第1条において、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6700万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ175億3050万8000円といたしております。

次に、概要について御説明いたします。

23ページをお願いいたします。

下段の3、歳出でございます。

款8・項1・目1・繰上充用金、節21・補償、補填及び賠償金で6700万円を追加しております。これは、令和元年度決算において収支不足が6700万円となる見込みのため、令和2年度予算において繰上充用として補正したものでございます。

なお、この繰上充用金6700万円は、市の国保財政調整基金が底をつき、翌年度の予算から赤字補填を始めました平成27年度から令和元年度までの累積赤字見込額を示しております。

次に、上段2、歳入でございます。

款1・項1・国民健康保険税、目1・一般被保険者国民健康保険税、節1・医療給付費分現年課税分で6700万円を計上しております。

これは、繰上充用の財源とするため、一般被保険者の国民健康保険税の収納の増加を見込む予算上の措置とするものでございます。

以上、議案第54号・令和2年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号、専決処分の報告とさせていただきます。御承認のほどよろしく願いたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） すいません。久しぶりですけど、聞いたことなんですばってんが、近年のこの繰上充用の推移というのを、ちょっと私不明ですので、お知らせいただければと思います。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） 繰上充用は、今申し上げましたように、平成27年度からですね、始めておりまして、27年度が…。おおよその金額で申し上げます。（委員亀田英雄君「はい、ざっとでよかです」と呼ぶ）3億3000万円。平成28年度が約5億円。（委員亀田英雄君「約5億円」と呼ぶ）5億

円。平成29年度が約4億円、平成30年度が約4億2000万円でございます。

○委員（亀田英雄君） 分かりました。なら、今年下がったんですね。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） そうですね。大分赤字が解消されてきたと。

○委員（亀田英雄君） 以上です。

○委員長（西濱和博君） ほかにございませんか。

○委員（百田 隆君） 毎年のようにですね、こうやって赤字補填ばしよっですよね。その対策ちゅうのは講じておられるっつですかね。以前は、内部留保っていうか、積立金があったときもあったですよ。そして、それからずっと赤字だということで続いとるんですけど、どこの自治体も国保税は赤字が多いわけですが、そういう中でですね、やはり何らかの対策を講ずる必要があつとやなかるうかなと個人的には思っておりますけども、そのあたりの考えがあれば教えてください。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） まず、対策と申しますか、赤字解消を図る目的でございますね、平成30年度に国保税の改定、増税ですね、を行っております。これは、国保の都道府県化というのが同時期に行われまして、県への納付金というのが発生しましてですね、その納付金を得るための標準保険料率というのを県が提示しまして、市町村はその標準保険料率、本市は税率でございますが、税率を参考にして税率を設定するというふうに仕組みが改められましたが、八代市は赤字解消をですね、考慮しまして、それに上乗せした形で税率を改正をしたという経緯がございます。

平成30年度もですね、繰上充用しておりますが、実質は平成29年度にですね、国への償還金が3億円あったものを翌年度に返したというものがあまして、実質は2億を超えるですね、解消がなされております。

また、当然、国保税の収納というのが大切な対策になりますが、こちらも年々ですね、近年は毎年度向上をしているというものでございます。

今申し上げたように、国保の都道府県化ということでですね、県へ納付金を支払うことで医療給付費の全額を県が支給すると、交付するという仕組みに改められておりますので、財政的には安定した運営がなされていると考えております。

以上でございます。

○委員（百田 隆君） 分かりました。

○委員長（西濱和博君） よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、これより採決いたします。

議案第54号・令和2年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

◎議案第60号・八代市国民健康保険条例の一部改正について

○委員長（西濱和博君） 次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第60号・八代市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

それでは、議案60号・八代市国民健康保険条例の一部改正について、西田国保ねんきん課長より説明をいたします。

なお、この後の所管の条例案件につきまして、それぞれ担当の課長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○国保ねんきん課長（西田裕一君） 国保ねんきん課の西田でございます。引き続きよろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

議案第60号・八代市国民健康保険条例の一部改正につきまして、御説明させていただきます。

議案書は37ページから39ページの部分でございますが、説明は事前にお配りしております1枚の資料により説明をさせていただきます。資料はございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、まず、資料の1、改正の趣旨でございますが、会社を休みやすい環境を整え、感染拡大防止に資することを目的に新型コロナウイルス感染症に感染するなど、一定の要件を満たした国保に加入する被用者に対して傷病手当金を支給するため、国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

なお、傷病手当金支給額については、全額特別調整交付金による財政支援がなされることになっております。これは、令和2年3月10日に新型コロナウイルス感染症の対策本部で決定された新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第2弾に盛り込まれたものでございまして、先ほど補正予算として御審議いただいたものでございます。

次に、2、改正概要でございますが、国民健康保険被保険者である被用者のうち、次の項目に該当する場合に傷病手当金を支給するものでございます。

（1）対象者は、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われる者でございます。（2）支給期間は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日・期間は令和2年1月1日から9月30日までの間に属する場合に限るから、労務に服することができない期間でございます。

なお、括弧書きに最長1年6か月となっておりますが、これは入院が継続する場合などでございます。

米印のただし書のところでございますが、給与収入の全部または一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は傷病手当金は支給いたしません。

また、米印の2つ目で、その受けることができる給与収入の額が規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給することとなっております。（3）支給額は、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額掛ける3分の2掛ける日数でございます。

最後に、3、施行期日につきましては、公布の日から施行するとしております。

以上で、議案第60号・八代市国民健康保険条例の一部改正についての説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（西濱和博君） では、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、これより採決いたします。

議案第60号・八代市国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(西濱和博君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号・八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○委員長(西濱和博君) 次に、議案第61号・八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○国保ねんきん課長(西田裕一君) 国保ねんきん課の西田でございます。引き続きよろしくお願いたします。着座して説明させていただきます。

議案第61号・八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきまして、説明させていただきます。

資料はお手元の議案書にて説明させていただきます。ページは41ページ、42ページの部分でございます。

まず、41ページをお願いいたします。

下のほうにあります提案理由でございますが、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正が、去る5月13日付で熊本県の広域連合にて改正されておりますことにより、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たす後期高齢者医療の被保険者である被用者に対して、傷病手当金が支給されることに伴い、本市において傷病手当金の支給申請の受付事務を処理するに当たり、条例の改正が必要であるというものでございます。

なお、この後期高齢者医療で取り扱います傷病手当金の要件や支給期間、支給額等は、国民健康保険のものと同じ内容でございます。

次に、42ページをお願いいたします。

改正内容は、八代市後期高齢者医療に関する条例の第2条第8号に、広域連合条例附則第5条の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付の項目を入れるものでございます。

最後に、公布の日から施行するとしております。

以上で、議案第61号・八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきまして説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長(西濱和博君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ございませんか。

○委員(前川祥子君) 先ほどと同じような話をおっしゃってましたが、これ、感染してってことは、PCR検査で感染が分かり、1週間前亡くなる方もいらっしゃるような、重症になられてですね。後期高齢者の方は特にですね、そういう方は、亡くなられた後も支給という形になるのでしょうか。

○国保ねんきん課長(西田裕一君) 国のQ&Aではですね、亡くなった後も申請はできるという答えが出ております。

○委員(前川祥子君) はい、分かりました。

○委員長(西濱和博君) よろしいでしょうか。

○委員(前川祥子君) はい。

○委員長(西濱和博君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(西濱和博君) 以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いたします。意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(西濱和博君) なければ、これより採決いたします。

議案第61号・八代市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(西濱和博君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

(午前11時57分 小会)

(午前11時59分 本会)

◎議案第56号・八代市介護保険条例の一部改正について

○委員長(西濱和博君) 本会に戻します。

次に、議案第56号・八代市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○長寿支援課長(山内真奈美君) 皆さん、こんにちは。「こんにちは」と呼ぶ者あり)長寿支援課長の山内でございます。よろしくお願いいたします。着座にての説明をお許してください。

○委員長(西濱和博君) どうぞ。

○長寿支援課長(山内真奈美君) それでは、議案書27ページ、28ページとなります。議案第56号・八代市介護保険条例の一部改正について御説明いたします。

○委員長(西濱和博君) 少しお待ちいただいていいですか。

お願いいたします。

○長寿支援課長(山内真奈美君) では、説明につきましては、お手元にお配りしております、右肩に議案第56号文教福祉委員会資料長寿支援課①とあります八代市介護保険条例の一部改正についてを基に説明させていただきます。お手元のほうに御用意いただきましたでしょうか。

では最初に、1、改正の趣旨です。今回の改正は、本年3月30日に交付、4月1日に施行

されました介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴いまして、八代市介護保険条例を一部改正するものでございます。

次に、2、介護保険法施行令改正の概要でございますが、改正の趣旨は、低所得者の第1号被保険者の保険料軽減強化となっております。

介護保険料の軽減強化につきましては、これまでも行われておりまして、平成27年4月からは、消費税による公費を投入し、低所得者の第1号被保険者、すなわち65歳以上の方、こちらの方の保険料の軽減を行っておるところです。

昨年度におきましては、10月の消費税率10%への引上げに合わせて、さらに段階的に軽減強化を行っておりまして、本年度におきましても、4月からの消費税率引上げの完全実施に伴いまして、さらなる軽減強化を行うものです。

対象は、昨年度と同様に、所得段階が第1段階から第3段階までの介護保険料の軽減を行うものとなっております。

具体的には、中段の表にございますように、保険料基準額に対する割合を、第1段階で、変更前0.375を变更后0.3に、第2段階で、変更前0.625を变更后0.5に、第3段階で、変更前0.725を变更后0.7にととなります。公費負担の割合につきましては、国が2分の1、県と市が4分の1となります。

この法の改正を受けまして、本市の条例改正を行うこととなります。その内容につきましては、3、八代市介護保険条例の改正を御覧ください。

(1) 介護保険料の改正です。介護保険料は、3年間の介護保険事業計画の期間ごとに条例で制定しております。現在の計画は平成30年度から令和2年度、本年度までの3年間を定めております。今回の施行令の改正に合わせま

して、第1号被保険者、すなわち65歳の方で所得段階が第1段階から第3段階までの方の保険料の年額を軽減するものとなります。

具体的な保険料の年額につきましては、下段の表にありますように、第1段階で、昨年度の2万9300円を本年度2万3400円に、第2段階で、昨年度の4万8800円を本年度3万9000円に、第3段階で、昨年度の5万6600円を本年度5万4600円となります。

(2) 条例の施行日です。条例の施行日は、公布の日としております。適用は、遡りまして令和2年4月1日としております。

次のページを御覧ください。

参考といたしまして、令和2年4月1日現在の所得段階別の被保険者数を示しております。各段階の第1号被保険者の数、対象者の割合、各年度の保険料等を示しております。また、表の下の方には段階ごとの対象者の要件を説明しております。

以上で議案第56号・八代市介護保険条例の一部を改正する条例の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○委員長（西濱和博君） では、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） これだけ軽減して公費負担を増やすという話でしょう。その影響額というのはこれでどのくらいになつてですか。

○長寿支援課長（山内真奈美君） 先ほども申しましたけれども、公費の負担の分はですね、国が2分の1、県が4分の1、そして八代市としては4分の1が負担となります。（委員亀田英雄君「だけん、その影響額で」と呼ぶ）それで、その場合ですね、昨年度に比べまして約2300万ほど。（委員亀田英雄君「2300万」と呼ぶ）はい。（委員亀田英雄君「市ですね」と呼ぶ）はい。全体では、全体の金額では5700万程度ですね、が負担となっております。

○委員（亀田英雄君） 今の5700万っていうのは全体。

○長寿支援課長（山内真奈美君） 全体では5700万の負担増となります。何もしなかったものに比較してということになります。（委員亀田英雄君「分かりました」と呼ぶ）

○委員長（西濱和博君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、これより採決いたします。

議案第56号・八代市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号・八代市介護保険条例の一部改正について

○委員長（西濱和博君） 次に、議案第57号・八代市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○長寿支援課長（山内真奈美君） 長寿支援課長の山内でございます。引き続きよろしく願います。座りましての説明をお許してください。

○委員長（西濱和博君） はい。

○長寿支援課長（山内真奈美君） それでは、議案書は29ページ、30ページとなります。

議案57号・八代市介護保険条例の一部改正について御説明いたします。

説明につきましては、お手元にお配りしております資料、右肩に議案57号文教福祉委員会

資料長寿支援課②とあります八代市介護保険条例の一部改正についてを基に説明させていただきます。お手元よろしいでしょうか。

では最初に、1、改正の趣旨でございます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、その方の世帯の主たる生計維持者の収入が一定程度減少した第1号被保険者、つまり65歳以上の保険者の方に行います介護保険料の減免に対する財政支援が決定されたことを踏まえ、当該減免措置に関し所要の規定を定めるものでございます。

次に、2、改正の概要でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免について、減免の対象者を追加するものとなっております。

具体的には、減免の対象者として2つの要件を追加するものです。

まず1つ目は、(1) 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負われた第1号被保険者を追加するものです。

次に2つ目に、(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれる第1号被保険者を追加するものです。

主たる生計維持者の方の収入減少の具体的な要件は、アにありますように、事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上、つまり3割以上減少する見込みであること。次に、イにありますように、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下であることとなっております。このアとイどちらにも該当することが必要となります。

次に、3、施行日等です。本改正条例の施行

日は公布の日といたしておりますが、適用日は遡りまして令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が定められている第1号保険料に適用することといたしております。

なお、今回の条例の改正では、減免の対象者として2つの要件を定めておりますが、減免の額など具体的な内容につきましては、八代市介護保険条例施行規則にて定めます。

減免額等につきましては、参考といたしまして、資料の下のほうに掲載しております。

生計維持者の方が死亡や重篤な傷病となった場合は、保険料は全額免除、また、生計維持者の方の減収による免除の場合は、収入の減少見込額に応じた減免を行うというような内容となっております。

また、今回の減免に伴います保険料の減収につきましては、全額国費にて措置されることとなります。

以上で、議案第57号・八代市介護保険条例の一部を改正する条例の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長(西濱和博君) 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(西濱和博君) 以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(西濱和博君) ないようですので、これより採決をいたします。

議案第57号・八代市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(西濱和博君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会いたします。

(午後0時11分 小会)

(午後0時12分 本会)

◎議案第58号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長(西濱和博君) それでは、本会に戻します。

次に、議案第58号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼子ども未来課長(田中かおり君) 子ども未来課、田中でございます。よろしくお願ひします。座って説明いたします。

○委員長(西濱和博君) どうぞ。

○理事兼子ども未来課長(田中かおり君) 議案書につきましては、31ページからになりますけれども、事前にお配りしております資料にて説明をいたします。右肩に議案第58号と出ています。

○委員長(西濱和博君) はい、どうぞ。

○理事兼子ども未来課長(田中かおり君) 保育園等が給付の対象となるためには、施設や事業者は目的に合った基準を満たしているかの認可と、公費の支給対象施設や事業であるかの確認を受けることが必要です。

今回改正となります条例のうち、八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例が認可のための条例で、八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例が確認のための条例となります。ここでは、それぞれを認可基準条例、確認基準条例と言うことといたします。

また、本改正の対象となります地域型保育事業、家庭的保育事業等には、下の表のとおり利用人数などによりまして4つの類型がございます。

それでは、まず改正理由でございますが、本改正は、厚生労働省令及び内閣府令で定める基準が一部改正されたことによるものです。

主な改正内容といたしまして、まず1番、地域型保育事業、家庭的保育事業等の連携施設の確保義務の緩和です。これは、3歳未満の子供が利用する地域型保育事業の事業者は、卒園後の受皿として保育所や認定子ども園などの連携施設を確保しなければなりません。市が優先的に利用調整を行う場合などは連携施設の確保を不要とするものです。

次に、2番、居宅訪問型保育事業者の保育要件に、母子家庭等の保護者が疾病等の理由で乳幼児を養育することが困難な場合が追加されたことです。

次に、その他の改正といたしまして、昨年度、幼児教育・保育の無償化に伴い新設された特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準については、内閣府令に定めるところによるため、認定基準条例のうち、その関係規定を削除するものでございます。

次のページからは、新旧対照表になりますが、第1条関係で認可基準条例について、下の第2条関係で確認基準条例について記載しております。

まず、主な改正内容で説明いたしました①の連携施設の確保の緩和に関する部分が、1ページの認可基準条例第6条第4項、第5項、それから、5ページの確認基準条例第42条第4項、それと第5項の改正となります。

3番目の改正部分が、そのほかの下線で示した箇所となります。

なお、本条例は公布の日から施行することといたします。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ございませんか。

○委員（古嶋津義君） 同じ内閣府の管轄の中で、認定こども園があります。その中に4つぐらいあって、地方裁量型ってありますが、それと似たような形ばってん、その辺のところはいかがでしょう。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） すいません、もう一回お願いします。

○委員（古嶋津義君） 認定こども園4つあつどが。保育型とか、保育園型とか、幼稚園型とか、地方裁量型とか4つばかり認定こども園。その一番最後のその地方裁量型のどの辺が違うかお尋ねばしよつとです。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） 今回の改正につきましては、認定こども園ではございませんで、地域型保育事業等になりますので、別な内容となります。

○委員（古嶋津義君） 今の質問の内容はですね、地域型保育事業とその認定こども園の地方裁量型とはどの辺が違うとですかというお尋ねです。

○委員長（西濱和博君） よかですか。

○委員（古嶋津義君） じゃあ、後でいいです。後でいいです。

○委員長（西濱和博君） じゃあ、個別に対応をお願いしたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。

○委員（前川祥子君） 居宅訪問型保育事業って、これは子供の居宅において1対1ということですから、その子供さんの自宅に訪問して一訪問ですね、訪問型だから、何時から何時までというような保育をするということが認められるということですか。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） そ

うでございます。

○委員（前川祥子君） そうしましたら、これは、保護者が障害・疾病ということですから、おじいちゃんおばあちゃん、祖父母と一緒に住んでる場合とか、近所に住んでる場合とかは対象外という形になりますか。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） 保護者と申しますのは、そのおじいちゃんおばあちゃん等をですね、含めたところでの保護者、同じ家庭の中でとなります。

○委員（前川祥子君） では、近所ということに含まれないでよろしいですか。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） はい、そうです。

○委員（前川祥子君） はい、分かりました。

○委員長（西濱和博君） よろしいでしょうか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、これより採決いたします。

議案第58号・八代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号・八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長（西濱和博君） 次に、議案第59号・八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼子ども未来課長（田中かおり君） 議案第59号に続きまして、座って説明させていただきます。

○委員長（西濱和博君） どうぞ。

○理事兼子ども未来課長（田中かおり君） 議案書につきましては、35ページからになりますけれども、お配りしております資料にて説明いたします。右肩に59号関係とございます。

本改正は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴うものでございまして、放課後児童支援員の要件といたしまして、受講すべき研修の実施機関について、これまで都道府県知事または指定都市の長としておりましたが、研修受講の機会を拡充するため、新たに中核市の長を加えるものでございます。

下の新旧対照表の第11条第3項において、現行の指定都市を、指定都市もしくは同法第252条の2第1項の中核市に改正いたします。

なお、本条例は公布の日から施行することといたします。

以上です。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） それでは、これより採決いたします。

議案第59号・八代市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

（午後0時22分 小会）

（午後0時23分 本会）

◎議案第62号・八代市立図書館条例の一部改正について

○委員長（西濱和博君） それでは、本会に戻します。

次に、議案第62号・八代市立図書館条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○教育部総括審議員兼次長（松岡 猛君） 教育部次長の松岡でございます。よろしくお願いたします。

議案第62号・八代市立図書館条例の一部改正について、岩崎生涯学習課長が説明を行います。よろしくお願いたします。

○生涯学習課長（岩崎龍一君） こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）生涯学習課の岩崎です。どうぞよろしくお願いたします。着座にて説明のほうさせていただきます。

○委員長（西濱和博君） どうぞ。

○生涯学習課長（岩崎龍一君） 議案第62号・八代市図書館条例の一部改正について説明いたします。

別添資料をおつけしておりますので、そちらのほうも後でちょっと説明いたします。

それでは、議案書の43ページをお開きくだ

さい。

八代市立図書館条例の一部を改正する条例についてです。

提案理由でございますが、令和2年10月1日から、八代市立図書館の開館時間及び年末年始の休館日を変更するため、八代市立図書館条例の一部を改正する必要があるためでございます。

それでは、こちらの別添資料にて、図書館の現状について説明をさせていただきます。

資料をお開きください。

平成27年度から指定管理者制度を導入して、開館時間の延長、年末年始の休館日の短縮などによりサービスの拡充を図っています。

2番のですね、県内の他市の状況の一番上の行が八代市立図書館になります。本館、せんちょう分館、かがみ分館の3館とも、平日の開館時間を9時30分から20時まで、土日祝日は19時までで、年末年始の休館日を12月31日と元旦の2日間としているところです。他市の図書館と比較しても、最上位の開館時間、開館日数となっております。

その上の今度は1の分析・検証になりますが、そのような状況の中、図書館の利用状況を把握するため、昨年4月から5月にかけて、図書館システムのデータの分析を行ったところ、分館における18時以降、夕方の貸出利用者が非常に少ないこと、また、3館の年末年始の利用も少ないということが分かりました。

これによりまして、昨年の6月に、開館時間の短縮などについてアンケート調査を行いました。800件ほどの回答がありましたが、分館の開館時間は9時30分から18時でよいという回答をされた方が86%いらっしゃいました。また、年末年始の休館を12月30日から1月3日の5日間にするについては、本館では83%の方が、分館では90%の方が休館でよいとの回答でした。全体においても8割以

上の賛同をいただいたところです。かがみ分館においては、19時まで開館していればありがたいという意見が1件はありましたが、苦情等の意見はなかったところです。

さらにですね、8月には、県内及び九州の類団市の調査も行ったところ、閉館時間が18時前後が多く、本館と分館の開館時間が異なる図書館が多くあるということも分かりました。

これらを踏まえて、昨年11月に、分館における開館時間を18時までに短縮する実証実験を行いました。来館者の意見として、特に反対等の意見もありませんでした。利用状況についても、前月並びに前年同月と比較しても大きな差はなく、結果としては、開館時間の短縮における大きな影響は見られなかったところです。

それと、年末年始の休館日を5日間とした実証実験では、来館者からの苦情もなく、逆に、職員の方に対して、ゆっくり休めてよかったねなどの意見もあったところです。

利用者等についても、システム改修で開館日数が少なかった割には、大きく落ち込むことなく、年末年始の休館日が伸びた影響はなかったところです。

今回の分析・検証結果、社会情勢の変化及び国が進める働き方改革などを踏まえ、一番下の3番の項目になります。3番の開館時間及び休館の変更においてお示しするように、分館の開館時間を2時間短縮して18時まで、3館の年末年始の休館日を12月30日から1月3日までの5日間に変更するものでございます。

スケジュールとしましては、今回、6月議会にお諮りし、承認されましたら、3か月間の周知広報期間を設け、10月施行を予定しております。

ただいま説明した改正内容が議案の44ページの改正文になります。

内容についてはですね、別紙の新旧対照表のほうが分かりやすいと思いますので、そちらの

ほうで少し説明させていただきます。

新旧対照表の第4条の休館日については、第1項1号の現行、12月31日及び翌年1月1日を、12月30日から翌年の1月3日までの日に改め、2号の各年度ごとを、重複表記になっておりますので、年度ごとに改めるものです。2項のこの限りではない表記を統一するため、この限りでないに改正しています。

第5条の開館時間については、本館と分館の開館時間が変わってきますので、第1項に本館、第2項に分館の開館時間として午前9時30分から午後6時までとするに改正しています。

3項については、本館・分館がおのおの1項、2項となりますので、前項を前2項と改めるものでございます。

以上で図書館条例の一部改正の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（亀田英雄君） 指定管理料はどんな考えでおられるんですか。

○生涯学習課長（岩崎龍一君） 指定管理者のほうにもですね、この短縮についてのお話はしております。そこで、時間が短くなるので委託料についても減額になる旨はですね、御理解いただいているところです。

○委員（亀田英雄君） 働き方改革ということはあつとですたい。働き方からして、時間数が減ったら給料も減ってというとはいかなものかということも考慮しながら進めていただければなというふうに思います。あとはお任せします。

○委員長（西濱和博君） 意見・要望ということで。

○委員（亀田英雄君） すいません、意見で

す。

○委員（古嶋津義君） 開館時間、休日等が、今説明があつたように短くなる。年末年始はちょっと長くなりますが。利用者の方のアンケート調査をとられて、ほとんど異論はないということでもありますので、結構なことだと思います。

以上です。

○委員長（西濱和博君） よろしいでしょうか。答弁はよろしいですね。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（西濱和博君） ほかにございませんか。

○委員（百田 隆君） 亀田議員と大体考えは一緒なんですけど、指定管理者がですね、事前にですね、市のほうにこういう改正がしたいというような申出があつたのかどうかということですね、働き方改革が今言われておりますけれども、そのことを考えたときにですね、やはり市のほうからそういう申出をされたのか、どっちが先なのかなという思いがしましたもんですから。

○生涯学習課長（岩崎龍一君） 今回の短縮についてはですね、指定管理者のほうからの申入れというわけではございません。市のほうで、やはり効率性とかを考慮しまして、このように変更を考えているところでございます。

○委員長（西濱和博君） よろしいでしょうか。

○委員（百田 隆君） はい。

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） なければ、これより採決をいたします。

議案第62号・八代市立図書館条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（西濱和博君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

（午後0時32分 小会）

（午後0時33分 本会）

◎所管事務調査

- ・教育に関する諸問題の調査
- ・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長（西濱和博君） それでは、本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、教育に関する諸問題の調査に関連して1件、保健・福祉に関する諸問題の調査に関連して2件、執行部から発言の申出がっておりますので、これを許します。

- ・教育に関する諸問題

（「八代市特別支援教育推進計画」について）

○委員長（西濱和博君） それでは、まず、八代市特別支援教育推進計画について、御説明をお願いいたします。

○教育部総括審議員兼次長（松岡 猛君） 引き続きよろしくをお願いいたします。

本市において特別支援教育を一層推進していくため、八代市特別支援教育推進計画の策定を行いました。今回、その内容について御説明をさせていただきたいと思います。

高嶋学校教育課長が説明を行いますので、よろしくをお願いいたします。

○学校教育課長（高嶋宏幸君） 失礼します。学校教育課、高嶋です。

八代市特別支援教育推進計画について御説明いたします。着座にて失礼いたします。

○委員長（西濱和博君） はい、どうぞ。

○学校教育課長（高嶋宏幸君） では、1ページを御覧ください。

本計画策定の目的ですが、資料ありますでしょうか。平成19年の学校教育法の一部を改正する法律により、特別支援教育へ転換が図られ、それ以降、平成25年の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、平成29年の新学習指導要領が告示により全ての学校において特別支援教育の推進を図ることが示されました。そこで、本市では、特別支援教育を一層推進していくために、本推進計画を策定することいたしました。

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年計画としております。

2ページから9ページまでは、八代市における特別支援教育に関する現状と課題について記載しております。

2ページの特別支援学級在籍の児童生徒数の推移のグラフでは、最近13年間で、小学校で約7倍に、中学校では約4倍に増えています。特別支援学級数もかなり増加し、小学校で約3

倍に、中学校では約2倍に増えています。

3ページの特別支援学級を学級種別に見ますと、自閉症・情緒障害学級の在籍児童生徒数が著しく増加し、7年間で、児童数はおよそ2.5倍で268人、中学校の生徒数は7.5倍で75人にもなります。

5ページ、6ページですけれども、そこには、各学校に配置された市費職員である特別支援教育支援員、個別の教育支援計画及び個別の指導計画、そして、特別支援教育コーディネーターについて記載しております。

7ページになります。7ページには、八代支援学校について記載しております。

ここまでが本市の現状であります。

7ページの(2)から、本市の課題について記載しております。

項目として、教職員の指導力向上と指導体制の確立、8、9ページに、特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を目指した研修の充実、特別支援学校教諭免許状の保有率などを挙げております。

10ページから12ページにおきましては、特別支援教育に関する国、県及び本市の動向並びに取組について示しています。

13ページからが本計画を具体的に記載した部分となります。本推進計画は、八代市教育大綱並びに八代市教育振興基本計画などを踏まえ、図のように位置づけ、八代市の実態に応じた特別支援教育を推進してまいります。

14ページには、計画の基本理念と施策の基本方針を示しております。子供一人一人の確かな学びと自立や社会参加の実現のために特別支援教育を推進しますという本計画の基本理念の下、4つの基本方針と12の施策を進めてまいります。

では、各基本方針ごとに御説明いたします。

15ページには、基本方針1、幼稚園及び小中学校における特別支援教育の充実について示

しています。通常学級における指導の充実のために、本市で作成しています移行支援シート、特別支援教育推進やつしろガイドブック、特別支援教育実践ガイドの活用を推進してまいります。

16ページの特別支援学級と通級指導教室における指導の充実についても、それぞれにおいて担当教員の専門性の向上を図るための方策を示しました。

17ページは、基本方針2、八代支援学校における特別支援教育の充実について示していません。

八代支援学校教員の専門性の向上は、本市の特別支援教育の推進のためには欠かせない施策の一つです。支援学校に勤務する全ての職員が免許状を保有するよう、受講を促進してまいります。また、幼児・児童・生徒に必要とする医療的ケアが適切に行われるよう、実施体制の整備を進めます。これらの専門的な取組が18ページの施策、センター的機能の発揮にもつながることになります。

18ページに示しておりますように、八代支援学校が高い専門性を生かしながら、市内の小中学校などを積極的に支援するというセンター的機能の発揮が重要です。特に、障害のある児童生徒などの教育的ニーズに応じた適切な教育を提供するため、示した4つの方策を行ってまいります。

19ページは、基本方針3、特別支援教育を推進する体制の整備・充実について示していません。

特別支援教育を推進するに当たり、総合的な支援体制の整備が必要です。八代市特別支援教育総合推進事業により体制整備を行い、事業の実施に当たり、八代市特別支援連携協議会、専門家チーム、巡回相談員等の位置づけをしております。

20ページに八代市特別支援連携協議会の構

成員と概要、21ページに巡回相談員、専門家チームの役割を記載しております。

22ページには、先ほど御説明いたしました八代支援学校のセンター校としての役割を、本事業との関連した部分でお示ししております。

23ページの八代市教育サポートセンターとの連携では、各学校・園からの要請、依頼に応じて、特別支援教育アドバイザーが学校・園などを訪問する特別支援教育相談事業を行います。この事業は、教育現場からのニーズも高く、今年度から1人増の2名体制として、より一層の充実を図ります。

24ページの児童生徒の自立や社会参加を目指した支援の整備では、交流及び共同学習の推進、居住地校交流の促進、ICT環境の整備を具体的方策として進めてまいります。

25ページには、基本方針4、保護者、地域及び関係機関との連携について示しております。保護者や地域等への特別支援教育の理解促進においては、学校・市教委・市P連がそれぞれに機会を設定し、理解啓発を進めます。

また、教育と福祉の連携推進においては、障がい者支援課との連携や、児童発達支援事業所が行う保育所等訪問支援により、障害のある児童生徒などや家族が安心して過ごせる環境をつくります。

以上、これらの推進計画により、子供一人一人の確かな学びと自立や社会参加の実現のために、特別支援教育を推進していきたいと考えています。

これで説明を終わらせていただきます。

○委員長（西濱和博君） それでは、本件について何か質疑、御意見等はございませんか。ございませんか。

○委員（前川祥子君） 15ページのですね、計画の主な取組のところの基本方針の1で、幼稚園及び小中学校における特別支援教育の充実と。幼稚園となりますと、市においては、かな

り園が少なくなってきました。所管という形で幼稚園という形になっているんですが、ここはですね、やはり全体的な教育支援と、特別支援というふうなことも考えていただいて、保育園等とかですね、保育園もという形で考えていただければなというふうに思います。

それにおいてですね、25ページにおいてはですね、具体的な方策の2つ目のところに、保育所等訪問支援というふうに、これが保育所になっていますよね。この保育所というのをどういうふうに考えていいのかなと、保育園、幼稚園というふうに考えていいのかなということなんですが、そのところをもう少し幅広く、小学校・中学校に上がるのはみんな一緒ですから、保育園と幼稚園というところだけが別な区分けになってますよね。ぜひ特別支援という形で連携という形では、保育所というような位置づけでぜひやっていただければと思います。

○学校教育課長（高嶋宏幸君） 今のは委員の御意見として承るということでしょうか。

○委員（前川祥子君） 何かお答えすることがあれば、お聞きしたいと思いますが。

○委員長（西濱和博君） どなたがお答えになりますか。

○教育部次長（和久田敬史君） 25ページの保育所等訪問支援に関しましては、こちらは保育園も含まれておりますので。最初の15ページのほうの記述のほうは幼稚園だけ書いているような形になっておりますので、本来であればそちらも25ページと同じような記述の仕方のほうがよかったのかなと、思っているところがございます。

当然、前川委員がおっしゃったように、幼稚園だけではなくて、幼稚園も保育園も両方同じような視点でやっていかなければいけないとい

うふうに思っているところでございます。

以上です。

○委員長（西濱和博君） よろしいですか。

○委員（前川祥子君） はい、いいです。

○委員長（西濱和博君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） 御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） ないようですので、八代市特別支援教育推進計画につきましては、以上で終了いたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午後0時47分 小会）

（午後0時47分 本会）

・保育・福祉に関する諸問題の調査

（みんなのえがお八代プラン（第4次八代市地域福祉計画・八代市地域福祉活動計画）の策定について）

○委員長（西濱和博君） 本会に戻します。

次に、みんなのえがお八代プラン（第4次八代市地域福祉計画・八代市地域福祉活動計画）の策定について、説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

このたび、みんなのえがお八代プラン（第4次八代市地域福祉計画・八代市地域福祉活動計画）を策定いたしましたことから、その内容について説明いたしますのでございます。

説明につきましては、健康福祉政策課野田課長より説明いたさせます。

○理事兼健康福祉政策課長（野田章浩君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）健康福祉政策課の野田でございます。よろしくお願いいたします。それでは、座りまして説明させていただきます。

○委員長（西濱和博君） どうぞ。

○理事兼健康福祉政策課長（野田章浩君） 資料につきましては、このみんなのえがお八代プランのこの冊子が1つと、もう一つ、概要版のパンフレットがございます。この2つを用いまして説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、冊子のほうの表紙を1枚めくっていただいてよろしいでしょうか。冊子のほうになります。厚いほうの冊子でございます。

本計画につきましては、本市が取り組む地域福祉計画と市社会福祉協議会が取り組む地域福祉活動計画を一体的に策定したものでございます。

4ページをお願いいたします。

まず、計画の目的と位置づけについて説明いたします。

計画策定の経緯としましては、平成26年度に、27年度から31年度までを計画期間とする市の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画とを相互の連携で一層の地域福祉推進につなげる、みんなのえがお八代プランを策定いたしました。

その後5年間が経過し、社会状況や本市の地域状況の変化、地域住民の取組等を踏まえ、状況の推移に応じた地域福祉の進め方が必要となったことから、今後5年間を見据えた新しい計画策定を行ったものでございます。

6ページをお願いいたします。

地域福祉計画は、高齢者・障害者・児童などの福祉施策について、地域の視点で取り組むためのもので、人材育成や支え合い活動への支援など、地域における課題解決のために市が果たすべき役割をまとめた福祉の総合計画と言えるものになります。

6ページ下の図につきましては、今回の計画の位置づけを分かりやすく表示したものでございます。

地域支え合いに関わる福祉関連計画としましては、ここに表示してあるとおりの計画がございます。

また、地域での安全・安心や人材育成に関わる関連計画としましては、この右側にありますように、この4つのところを示しております。

7ページの下の表をお願いいたします。

策定体制でございますが、今回の計画策定に当たりましては、前回と同様に、地域福祉計画を策定する本市と地域福祉活動計画を策定します市社会福祉協議会で、合同の事務局を設けまして、連携をしながら、策定委員会において計画の検討を行っております。

また、庁内関係課との合同会議やヒアリングを行い、市民、民生委員・児童委員等へのアンケートを実施しております。さらに、高校生・短大生・市民等のワークショップを開催し、メンバーの皆様からアイデアや意見を伺ってるところになります。

少し飛びまして、10ページをお願いいたします。

計画の策定の進め方になります。

市内福祉関係団体や有識者で構成され、毎年度の地域福祉推進の評価を行う地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定・評価委員会で計画案の検討・審議をいただくとともに、計画案へのパブリックコメントを行いました。

次に、計画の内容につきましては、概要版のほうのパンフレットをお願いしたいと思います。

概要版の1ページをお願いいたします。

地域福祉とは、身近な暮らしの場で地域の福祉資源、施設や人材等を活用し、地域で工夫して進める福祉のことになります。自らや家族・親族による自助、地域での支え合いによる共助、公的機関による公助の充実と相互補完を進めていくものになります。

本市での地域福祉の基本構図としまして、住

民に身近な生活圏域となる20校区の福祉会の地域住民の活動と、市と市社会福祉協議会、関係機関、団体、事業所と相互連携し、計画を推進していきたいと考えております。

ちょっと開いていただきまして、2ページ、3ページをお願いいたします。

計画の基本的な考えと基本理念、計画の柱になります。

2ページの中ほどの左側にあります計画の基本的考えとしましては、少子高齢化や人口減少が進む中、買物や生活利便性への不安があり、さらに災害や事件・事故が多く発生しており、誰もが安全安心な暮らしができることが重要です。そのため、市・社会福祉協議会、地域住民、各種団体・人材、専門機関、福祉事業所等がそれぞれの力を出し合い、地域支え合いに取り組んでいきたいと考えております。

その右側の丸で囲んでおります計画の基本理念につきましては、地域のつながりと支え合いで築く安全安心な暮らしとしております。

計画に当たりましては、この基本的な考え方を基に、まず4つの計画の柱を設定いたしました。

2ページの右側の表の、まず第1の計画の柱は、地域福祉への理解促進と人材の活躍機会の提供です。これは、基本となる地域福祉の啓発と理解促進及び人材の活躍、人材連携の推進に関することになります。

2番目の柱は、地域支え合い活動の推進です。これは、校区福祉会や各行政区等での取組支援に関することです。

3番目の柱は、連携した支援体制の構築です。これは、総合相談や地域包括ケアなど、関係機関、多職種の連携による一層の支援に関することです。

4番目の柱は、地域課題への対応です。これは、暮らしの基盤となる地域課題への取組に関することになります。

そして、この4つの柱を基に、重要事項と施策を設定しております。

4ページ、5ページをお願いいたします。

重要事項についてになります。計画の柱の1、地域福祉への理解促進と人材の活躍機会の提供の重要事項は、まず広報、情報交換の充実です。具体的には、地域福祉の啓発、情報発信や地域での取組事例などを広報し、周知を図り、校区や行政区での活動情報など身近な話題やボランティア募集などの情報を提供していきたいと考えております。

次に、右側が人材参画の機会づくりになります。具体的には学校教育の中で、認知症や障害者に対する学習、乳幼児・高齢者等との交流など、福祉体験・教育を進めていきたいと考えております。

次に、中ほどを御覧ください。

計画の柱2、地域支え合い活動の推進の重要事項です。

1つ目に、身近な安全安心の取組です。具体的には、生活の基本単位である近所、校区や行政区等で相互に支え合いを深めることが基本であると考えております。そのために、世代を越えて関心の高い防犯や防災に地域で取り組み、それを通して、高齢者・障害者・子供等へのふだん目配りと各世代の交流を広げたいと考えております。

2つ目に、その下にあります住民参加型生活支援サービスの充実です。具体的には、日常生活に困り事を抱える高齢者も見られる中、通常支え合いに工夫を加え、地域の状況に応じた生活支援サービスの検討を進めていきたいと考えております。

3つ目に、5ページの中ほどにあります地域福祉活動への支援です。各校区福祉会が行う見守りやふれあいいいききサロン活動、世代間交流などの一層の充実が図られるよう、活動の支援を行ってきたいと考えております。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

計画の柱の3、連携した支援体制の構築の重要事項になります。

まず、専門機関連携による課題解決です。具体的には、生活困窮や障害、介護などに複合的課題を抱える世帯へ、関係部署・機関が情報を共有し、総合的な対応に当たりたいと考えております。

次に、7ページの上にあります地域での気づきと相談・支援です。具体的には、課題を抱えつつも相談に来られない人や世帯に対して、近隣での地域見守りネットワークによる気づきを基に、専門機関への相談・支援につなげていきたいと考えております。

次に、6ページ中ほどにあります計画の柱の4、地域課題への対応の重要事項です。我が事・丸ごと地域共生社会による地域課題への取組になります。

地域に暮らす全ての人が地域の課題を考え、役割を担う地域の福祉力を高めていくことを目指していきたいと考えております。また、移動・買物手段の確保、地域活性化など具体的な生活課題について、地域住民と市や関係機関で対応を進めていきたいと考えております。

次に、8ページをお願いいたします。

計画の推進体制と評価になります。

計画の推進に当たりましては、地域住民や校区福祉会、福祉事業所や福祉団体との連携・協同を図ってまいります。

また、市と社会福祉協議会で連携して、毎年度の取組を整理し、策定・評価委員会での評価や提言を踏まえ、次年度の企画立案及び進捗管理を行ってきたいと考えております。

以上で、第4次八代市地域福祉計画・地域福祉活動計画についての説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、本件につ

いて何か質疑、御意見等はございませんか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(西濱和博君) ないようですので、以上でみんなのえがお八代プラン(第4次八代市地域福祉計画・八代市地域福祉活動計画)の策定についてを終了いたします。

小会します。

(午後0時59分 小会)

(午後1時00分 本会)

・保健・福祉に関する諸問題の調査

(八代市立希望の里たいようの指定管理者の更新について)

○委員長(西濱和博君) 本会に戻します。

次に、八代市立希望の里たいようの指定管理者の更新について、説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(小林眞二君)

八代市立希望の里たいようの指定管理者の更新につきまして、高崎障がい者支援課長から説明いたさせます。よろしく願います。

○障がい者支援課長(高崎博文君) こんにちは。「こんにちは」と呼ぶ者あり)障がい者支援課の高崎でございます。よろしく願います。

今年度末に指定管理の期間満了を迎えます八代市立希望の里たいようの指定管理者の更新の手続を行う必要がありますので、事務の進め方について御説明を申し上げます。

説明につきましては、着座の上行わせていただきます。よろしく願います。

○委員長(西濱和博君) どうぞ。

○障がい者支援課長(高崎博文君) 事前に配付いたしておりますA4サイズ1枚物、タイトルが八代市立希望の里たいようの指定管理者の更新についての資料により、御説明をさせていただきます。資料のほうはございますでしょうか。

今回、八代市立希望の里たいようの指定管理者の更新の検討に当たりましては、施設の設置目的やこれまでの運営状況等について把握した上で、本市の公の施設に関わる指定管理者の指定の手続等に関する条例及びその運用方針に照らして判断したところでございます。

1の施設の概要でございますが、八代市立希望の里たいようの指定管理については、前身のおおぞら授産所、ひまわり苑に平成18年4月から行っておりました指定管理を引き継ぐ形で、施設が設置されました平成20年6月から行っており、これまで3回の指定管理を行っております。

事業としましては、障害福祉サービスと会議室及びコミュニティホールの貸出しが主な業務でございまして、障害福祉サービスにつきましては、具体的には、パン製造販売・買物籠洗浄・印刷・軽作業でございます。

次に、2の現在の指定管理の状況でございます。

現在の指定管理者は、社会福祉法人八代市社会福祉事業団です。指定管理期間は平成28年4月からの5か年で、募集方法は非公募でございました。管理運営に要する経費は、障害福祉サービス給付費、就労支援事業等による収入で賄われておりますので、指定管理委託料はございません。

次に、3の今回の募集につきましては、市の運営方針に規定されております非公募にできる場合に該当することから、引き続き非公募とし、期間は5年間、また、指定管理委託料はなし、ゼロ円としたいと考えております。

最後に、4のスケジュールでございますが、8月に候補者を募集しまして、10月に候補者選定委員会で審議を行った上で候補者を決定いたします。その後、12月定例会におきまして、指定管理者、指定期間等の指定の議決をお願いする予定としております。令和3年の3月

に協定書を締結しまして、4月からの管理運営開始を予定しております。

説明については以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（西濱和博君） それでは、本件につきまして何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（亀田英雄君） ちょっと聞いたような話なんです、非公募と言いながら募集しなつとですか。国会で聞いたような話ですね。募つたと募集は違うと思いますですよ。

○障がい者支援課長（高崎博文君） 非公募でありましても、募集をするような形で応募をさせての審議になりますもんですから、募集はするような形を取る必要があります。（委員亀田英雄君「深くは追及しませんけど」と呼ぶ）

○委員長（西濱和博君） よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） 何かよう分からん。

○委員長（西濱和博君） ほかに何かございせんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） それでは、ないようですので、八代市立希望の里たいようの指定管理者の更新について終了いたします。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（小林眞二君）

一つ御報告でございますけれども、こちらの第2期八代市子ども・子育て支援事業計画、昨日議員の皆様方の議員担当箱のほうにですね、入れさせていただいたところでございます。

この計画につきましては、昨年12月の当委員会におきまして、案を示して説明をさせていただいたところでございます。今回、本計画完成いたしましたので、各議員の皆様方にですね、配付をさせていただいたところでございます。

なお、内容につきましてはですね、前回説明

をしておりますので、今日は省略させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（西濱和博君） 承知いたしました。

それでは、以上で所管事務調査2件についての調査を終了いたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申出をしたいと思います、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（西濱和博君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって、文教福祉委員会を散会いたします。

（午後1時06分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和2年6月11日

文教福祉委員会

委員長